
吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

(吸収合併)

2021 年 10 月 1 日

楽天グループ株式会社

2021年10月1日

楽天グループ株式会社
代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

当社は、2021年7月28日付で株式会社LOB（以下「LOB」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、LOBを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます）を行いました。本件吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

（会社法施行規則第200条第1号）

2021年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び会社法第789条の規定による手続の経過

（会社法施行規則第200条第2号）

- （1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収合併をやめることの請求）
本件吸収合併において、会社法第784条の2の規定に基づく請求権を行使した株主はおりませんでした。
- （2）会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
LOBでは、会社法第785条第2項第2号括弧書の規定に基づき、特別支配会社である当社に株式買取請求権はないため、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求はございませんでした。
- （3）会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
LOBは、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っていません。
- （4）会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の保護）

LOBは、会社法 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 8 月 17 日付官報及び電子公告により、本件吸収合併に係る債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続株式会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(会社法施行規則第 200 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過 (吸収合併をやめることの請求)

本件吸収合併は、会社法第 796 条の 2 但し書きに定める場合に該当するため、株主には会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求権がございません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過 (反対株主の株式買取請求)

本件吸収合併は、会社法第 797 条第 1 項但し書きに定める場合に該当するため、株主には会社法第 797 条の規定に基づく買取請求権がございません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過 (債権者の保護)

当社は、会社法 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 8 月 17 日付官報及び電子公告により、本件吸収合併に係る債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

(会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、LOBの資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記載がされた事項

(会社法施行規則第 200 条第 5 号)

別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

(会社法施行規則第 200 条第 6 号)

2021年10月14日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項
（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

(略式吸収合併)

2021 年 8 月 17 日

株式会社LOB

2021年8月17日

株式会社LOB

代表取締役 竹林 史貴

株式会社LOB（以下「当社」といいます。）は、2021年7月28日付で楽天グループ株式会社（以下「楽天」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、楽天を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。本件吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び同法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

（会社法第782条第1項）

2021年7月28日付で当社と楽天が締結した吸収合併契約書は別紙1のとおりです。

2. 吸収合併対価の相当性に関する事項

（会社法施行規則第182条第1項第1号）

楽天が2021年9月30日付で当社株式の全てを取得し、当社が楽天の完全子会社となる予定であることから、本件吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付は行わないことといたしました。

3. 吸収合併対価について参考となるべき事項

(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号)

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号)

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号)

楽天の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

なお、当社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号)

本件吸収合併効力発生日後の楽天の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の楽天の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、楽天の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従い、本件吸収合併後における楽天の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

売上収益	Non-GAAP営業損失	IFRS営業損失	当期損失（親会社の所有者帰属）
1兆4,555億円 (前期比15.2%増) 	1,027億円 (前期比1,978億円減) 	938億円 (前期比1,666億円減) 	1,142億円 (前期比823億円減) 

国際会計基準の適用：当社グループでは、第17期から会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準(IFRS)に準拠して連結計算書類を作成しています。

当社グループは、経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下、Non-GAAP指標）及びIFRSに基づく指標の双方によって、連結経営成績を開示しています。

Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益（以下、IFRS営業利益）から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。なお、非経常的な項目とは、将来見通し作成の観点から一定のルールに基づき除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことで、その他の調整項目とは、適用する会計基準等により差異が生じ易く企業間の比較可能性が低い、株式報酬費用や子会社取得時に認識した無形資産の償却費等を指します。

(注) Non-GAAP指標の開示に際しては、米国証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission)が定める基準を参照していますが、同基準に完全に準拠しているものではありません。

■当期の経営成績（Non-GAAPベース）

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きがみられています。日本経済においても、各種政策等の効果により、世界経済と同様の動きが続くことが期待されています。一方で、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響には引き続き注意が必要です。こうした中、厚生労働省は通販や電子決済の活用を含む、感染症拡大防止のための「新しい生活様式」の実践を求めており、人との接触機会を減らしながら、商品を購入、サービスを楽しむことができるインターネットサービスや、オンライン金融サービス等を提供するIT企業に期待される社会的役割は一層増していると当社は考えています。

このような環境下、当社グループは、国内外70以上の多様なサービスにより構成される楽天エコシステムを活用した事業経営により、新型コロナウイルス感染症の影響による事業リスクの分散を図るとともに、引き続き、メンバーシップ、データ及びブランドを結集したビジネスの展開、AI等を積極的に活用したサービスの開発・展開を進めました。

インターネットサービスにおいては、インターネット・ショッピングモール「楽天市場」における送料無料ラインの統一施策の奏功や新型コロナウイルス感染症の流行に伴ういわゆる「巣ごもり消費」等の影響を受け、「楽天市場」の年間流通総額が初めて3兆円を超える等、国内EC取扱高が大幅に伸長しました。フィンテックにおいては、「楽天カード」のカードショッピング取扱高が2020年度通期で11兆円を超えたほか、各サービスにおける顧客基盤の拡大が続いています。また、モバイルにおいては、自社回線エリアの拡大や各種マーケティング施策が奏功し、2020年12月には、累計契約申し込み数が200万回線を突破しました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上収益は1,455,538百万円（前連結会計年度比15.2%増）となりましたが、モバイルにおける自社基地局設置等の先行投資が継続中のため、Non-GAAP営業損失は102,667百万円（前連結会計年度は95,129百万円のNon-GAAP営業利益）となりました。

■Non-GAAP営業利益からIFRS営業利益への調整

当連結会計年度において、Non-GAAP営業利益にて控除される無形資産の償却費は9,502百万円、株式報酬費用は10,612百万円となりました。また、OverDrive Holdings, Inc.の全株式を譲渡したことに伴い発生した売却益40,926百万円、映画事業に係る投資の損失3,277百万円、一部の米国事業の閉鎖に伴う固定資産の減損等を非経常的な項目として計上しました。なお、前連結会計年度は、米国地域における固定資産の減損損失等3,483百万円を非経常的な項目として計上しています。

■当期営業成績 (IFRSベース)

当連結会計年度における売上収益は1,455,538百万円（前連結会計年度比15.2%増）、IFRS営業損失は93,849百万円（前連結会計年度は72,745百万円のIFRS営業利益）、当期損失（親会社の所有者帰属）は114,199百万円（前連結会計年度は31,888百万円の損失）となりました。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (第23期) (自 2019年 1 月 1 日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (第24期) (自 2020年 1 月 1 日 至 2020年12月31日)	増減額	増減率
売上収益	1,263,932	1,455,538	191,606	15.2%
Non-GAAP営業利益又は損失 (△)	95,129	△102,667	△197,796	—
無形資産償却費	△8,764	△9,502	△738	—
株式報酬費用	△10,137	△10,612	△475	—
非経常的な項目 (△は損失)	△3,483	28,932	32,415	—
IFRS営業利益又は損失 (△)	72,745	△93,849	△166,594	—
当期損失 (△) (親会社の所有者帰属)	△31,888	△114,199	△82,311	—

■セグメントの概況

各セグメントにおける業績は次のとおりです。IFRS上のマネジメントアプローチの観点から、セグメント損益をNon-GAAP営業損益ベースで表示しています。

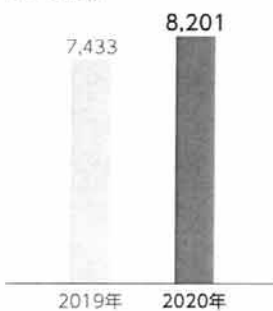
デジタルコンテンツサービスとモバイルサービスの連携を強化しシナジー効果を高めることを目的に、当連結会計年度より、一部の事業及び子会社をセグメント間で移管しています。主な変更として、従来インターネットサービスセグメントに含まれていたRakuten Kobo Inc.等デジタルコンテンツサイト等の運営を行う事業等をモバイルセグメントに移管しています。これらの変更に伴い、前連結会計年度のセグメント情報を修正再表示しています。



インターネットサービス

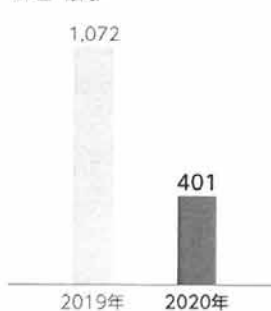
セグメント売上収益

(単位：億円)



セグメント利益

(単位：億円)



売上収益構成比
(調整額は除く)



主な事業

- 国内E C (楽天市場、楽天トラベル等)
- 海外E C (Rakuten Rewards (旧 Ebates), Rakuten France等)
- 投資 (Rakuten Capital)
- 広告 (Rakuten Advertising等)
- プロスポーツ (楽天イーグルス、ヴィッセル神戸等)

当連結会計年度のインターネットサービスセグメントは、主力サービスである国内E Cにおいては、流通総額及び売上収益の更なる成長を目指し、ロイヤルカスタマーの醸成や新規顧客の獲得のための販促活動、クロスユースの促進に加え、楽天エコシステムのオープン化戦略等に注力しました。また、包括的な物流サービスを提供する「ワンデリバリー」構想のもと、自社物流施設への楽天市場出店店舗商品の受入れ拡大やラストワンマイルにおける自社配送エリアの拡大等、自社物流網の整備・強化に努め、配送業者による物量制限、配送料金値上げによる影響の中長期的な緩和を図るとともに、送料無料ラインの統一施策の導入により、顧客と楽天サービス出店者双方の利便性向上に注力しています。インターネット・ショッピングモール「楽天市場」や医療品・日用品等の通信販売等を行う「Rakuten 24」等においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出自粛をきっかけとした「巣ごもり消費」の拡大に伴うオンラインショッピング需要の高まりにより、取扱高に押し上げの効果がみられました。また、インターネット旅行予約サービスの「楽天トラベル」においては、外出自粛や緊急事態宣言の発令等を受け、予約低迷やキャンセルが相次ぎましたが、2020年7月より政府が実施した

「Go To トラベル事業」等の効果もあり、特に第3四半期連結会計期間以降において、売上収益の改善がみられたほか、コスト効率化等の施策により、利益の改善がみられました。一方で、政府は、2020年12月、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の予防を目的とした、同事業の一時停止を発表しており、これを受け、2020年12月以降の宿泊予約等に押し下げの影響がみられました。スポーツサービスにおいても、プロ野球公式戦、サッカーリーグ戦の入場者数制限を受け、売上収益が減少したものの、段階的な規制緩和が行われる中で、収益の改善がみられました。

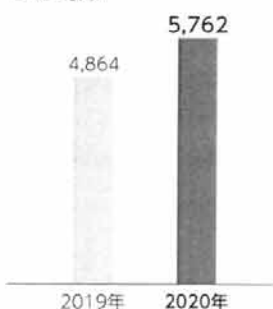
この結果、インターネットサービスセグメントにおける売上収益は820,115百万円（前連結会計年度比10.3%増）、セグメント利益は40,114百万円（前連結会計年度比62.6%減）となりました。



フィンテック

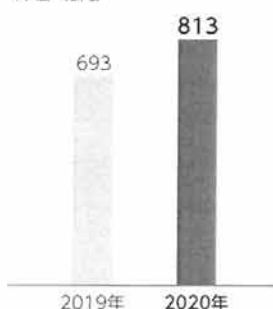
セグメント売上収益

(単位：億円)



セグメント利益

(単位：億円)



売上収益構成比
(調整額は除く)



主な事業

- 楽天カード
- 楽天銀行
- 楽天証券
- 楽天生命
- 楽天損保
- 楽天ペイ

当連結会計年度のフィンテックセグメントは、クレジットカード関連サービスにおいては、2020年6月に『楽天カード』会員数が2,000万人を突破して以降も会員基盤の拡大が続き、2020年11月には同会員数が2,100万人に到達しました。同サービスにおいては、宿泊・飲食サービス等の消費に依然厳しさがみられるものの、オンラインショッピングを中心に取扱高が伸長し、2020年度通期カードショッピング取扱高は11兆円を超える等、取扱高の伸長が売上収益及び利益の増加に貢献しました。また、銀行サービスにおいても、2020年6月に口座数が900万口座を突破して以降も、新規口座獲得数が堅調に伸長し、役務取引等収益等の増加が売上収益の増加に貢献しました。同様に、証券サービスにおいても、2020年12月に証券総合口座数が500万口座を突破する等、新規口座開設数の大幅な増加が続くと同時に、国内株式売買代金、FX売買高の伸長に伴う、手数料収入等の増加が、売上収益及び利益の増加に貢献しました。

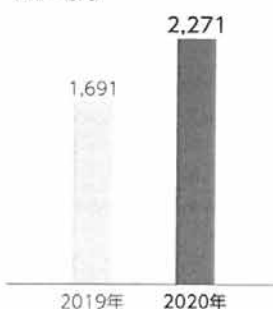
この結果、フィンテックセグメントにおける売上収益は576,195百万円（前連結会計年度比18.5%増）、セグメント利益は81,291百万円（前連結会計年度比17.3%増）となりました。



モバイル

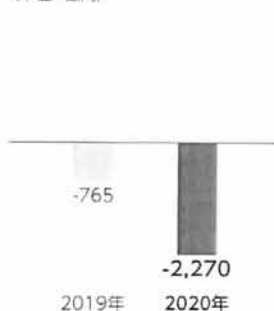
セグメント売上収益

(単位：億円)



セグメント利益

(単位：億円)



売上収益構成比
(調整額は除く)



主な事業

- 通信 (楽天モバイル等)
- メッセージングサービス (Rakuten Viber)
- 電子書籍サービス (楽天Kobo)

当連結会計年度のモバイルセグメントにおいては、2020年4月の本格的なモバイルサービスの開始後、9月には5Gのサービスを開始しました。2020年12月に累計契約申し込み数が200万回線を突破して以降も楽天エコシステム内外からの顧客獲得が進んでいます。同サービスにおいては、基地局の開設を加速化させ、自社回線によるサービス提供エリアの拡大を進めるとともに、ネットワークの品質向上等に努めています。電子書籍サービス、ビデオストリーミング等のデジタルコンテンツサービスにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響によるオンラインコンテンツサービス需要の拡大等を受け、引き続き顧客基盤の拡大が続いています。

この結果、モバイルセグメントにおける売上収益は227,142百万円（前連結会計年度比34.4%増）となりましたが、モバイルにおける自社基地局設置等の先行投資が継続中のため、セグメント損失は226,976百万円（前連結会計年度は76,524百万円の損失）となりました。

2. 財産及び損益の状況

区 分		第21期 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	第22期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	第23期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	第24期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上収益	(百万円)	944,474	1,101,480	1,263,932	1,455,538
営業利益又は損失 (△)	(百万円)	149,344	170,425	72,745	△93,849
Non-GAAP営業利益又は損失 (△)	(百万円)	167,010	161,130	95,129	△102,667
税引前当期利益又は損失 (△)	(百万円)	138,082	165,423	△44,558	△151,016
当期利益又は損失 (△)	(百万円)	110,488	141,889	△33,068	△115,838
当期包括利益	(百万円)	100,981	124,452	△42,818	△132,401
基本的1株当たり当期利益又は損失(△)	(円)	80.03	105.43	△23.55	△84.00
希薄化後1株当たり当期利益又は損失(△)	(円)	79.28	104.38	△23.55	△84.00
資産合計	(百万円)	6,184,299	7,345,002	9,165,697	12,524,438
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	683,181	774,473	735,672	608,738
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	507.32	572.83	542.43	446.78
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	162,056	145,615	318,320	1,041,391
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△203,718	△67,569	△286,290	△303,347
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	194,458	208,418	458,340	808,108
ROE	(%)	16.2	19.5	△4.2	△17.0
1株当たり配当金	(円)	4.5	4.5	4.5	4.5

(注) Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は総額で506,317百万円であり、主として楽天モバイル株式会社における設備投資の増加及び新規リース契約締結に伴う使用権資産の増加等によるものです。

4. 資金調達の状況

当社グループは、資金調達的手段として社債を発行しています。当社においては、2020年11月に円建て公募劣後特約付社債の発行により120,000百万円を、楽天カード株式会社においては、2020年12月に個人向け円建て無担保社債の発行により30,000百万円を調達しました。また、同年10月に当社が保有するLyft, Inc.の株式を活用した先渡売買契約につき、取引を実行した結果、714百万米ドルを調達しました。

5. 企業再編等の状況

特記すべき事項はありません。

6. 対処すべき課題

「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」企業グループとして、事業環境の変化に柔軟に対応し、持続可能な成長に向けた仕組みを構築することが、当社グループの対処すべき課題です。長期にわたる持続的な成長により、当社グループの企業価値・株主価値の最大化を図るとともに、社会全体に便益をもたらすグローバル イノベーション カンパニーであり続けることを目指します。

(1) 事業戦略

当社グループが保有するメンバーシップ、データ及びブランドを核とする「楽天エコシステム」において、国内外の会員が複数のサービスを回遊的・継続的に利用できる環境を整備することで、会員一人当たりの生涯価値（ライフタイムバリュー）の最大化、顧客獲得コストの最小化等の相乗効果の創出、グループ全体の価値最大化を目指します。

EC及び旅行予約をはじめとしたインターネットサービスにおいては、ロイヤルカスタマーの醸成や新規顧客の獲得、クロスユースの促進に加え、「楽天エコシステム」のオープン化戦略、自社物流網の整備・強化等に注力することで、流通総額及び売上収益の更なる成長を目指します。

クレジットカード関連サービス、銀行サービス、証券サービス、保険サービス、電子マネーサービス等を提供するフィンテックにおいては、事業間の相乗効果の創出、クロスユースの促進、AIや音声認識等のテクノロジーとの融合を通じた一層の成長を目指します。また、キャッシュレス決済においては、政府によるキャッシュレス化が促進されており、決済サービス導入箇所の拡大や、QRコード・バーコード決済、電子マネー、ポイントを含む総合的なキャッシュレス決済の推進に取り組むとともに、決済サービスプラットフォーム構想の実現に向け、これらの決済手段を統合したペイメントアプリの機能拡充に引き続き注力します。

当連結会計年度より、移動通信事業の本格的なサービス開始を行ったモバイルにおいては、2018年4月に総務省より認定を受けた第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画及び2019年4月に認定を受けた第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画に則り、世界初(注)となるエンドツーエンドの完全仮想化クラウドネイティブモバイルネットワークの構築を行っています。今後は、全国における通信基地局の展開を進め、信頼性の高い通信サービスの提供を行うとともに、顧客基盤の拡大に取り組んでまいります。また、5Gにおいては、あらゆるモノがインターネットに繋がるIoTの進展に伴い、その基盤となる通信ネットワークの重要性が飛躍的に増大することが予想される中で、「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった5Gの特性を生かした社会課題の解決が期待されており、当社グループにおいては、5Gを2020年代の社会インフラとして、消費者の利便性の向上のみならず、様々な分野における活用や新ビジネスの創出を通して、社会的諸課題の解決、地方創生等に貢献していくことを目指します。世界中の通信事業者や企業が、安全でオープンなモバイルネットワークを迅速かつ低コストで簡単に構築できるクラウドネイティブなプラットフォーム「Rakuten Communications Platform」については、政府機関、通信事業者や企業向けにグローバル展開

することを旨とし、鋭意開発を進めます。電子書籍サービス、ビデオストリーミング等のデジタルコンテンツサービスにおいては、モバイルサービスとのシナジーを生かした事業運営により、引き続き顧客基盤及び業容の拡大を図っていきます。

こうした個々のビジネスの成長や事業間シナジーの最大限の追求に加え、当社グループが持つメンバーシップやデータ、「楽天ポイント」等の活用による革新的なマーケティング手法の確立、グループシナジーを生かした広告事業の活用、世界共通の会員IDやロイヤルティプログラムを提供するグローバルIDプラットフォームの構築、サービスブランド統合、「FCバルセロナ」、NBA「ゴールデンステート・ウォリアーズ」等とのパートナーシップを通じたブランド価値向上等により、今後も「楽天エコシステム」を国内のみならずグローバルでも拡大していきたいと考えています。このためにはグローバル経営を一層強化する必要があり、経営資源配分の最適化を図るための事業ポートフォリオの見直しをはじめ、技術開発のグローバルでの最適化等に向けた体制強化へも力を入れていきます。

(注) 大規模商用モバイルネットワークとして(2019年10月1日時点)/ステラアソシエ調べ

(2) 経営体制

当社グループは、イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントすることを経営の基本理念としています。ユーザー及び取引先企業へ満足度の高いサービスを提供するとともに、多くの人々の成長を後押しすることで、社会を変革し豊かにしていきます。その実践のために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題の一つと位置付け、様々な施策を講じています。

当社は、監査役会設置会社であり、経営の監査を行う監査役会は、社外監査役が過半数を占める構成となっています。また、当社は、経営の監督と業務執行の分離を図るため執行役員制を導入しており、取締役会は経営の意思決定及び監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担うこととしています。

当社の取締役会においては、独立性が高く多様な分野の専門家である社外取締役を中心として客観的な視点から業務執行の監督を行うとともに、経営に関する多角的な議論を自由闊達に行っています。更に、取締役会とは別にグループ経営戦略等に関する会議を開催し、短期的な課題や取締役会審議事項に捉われない中長期的視野に立った議論も行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めています。

加えて、業務執行における機動性の確保、アカウンタビリティ（説明責任）の明確化を実現するために社内カンパニー制を導入しています。

当社グループでは、今後もこうした取組を通じて、迅速な経営判断を可能にし、より実効性の高いガバナンス機能を有する経営体制を構築していきます。

7. 主要な事業内容

当社グループは、「インターネットサービス」、「フィンテック」及び「モバイル」の3つを報告セグメントとしています。

これらのセグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっています。

「インターネットサービス」セグメントは、インターネット・ショッピングモール「楽天市場」をはじめとする各種ECサイト、オンライン・キャッシュバック・サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト等の運営や、これらのサイトにおける広告等の販売、プロスポーツの運営等を行う事業により構成されています。

「フィンテック」セグメントは、インターネットを介した銀行及び証券サービス、クレジットカード関連サービス、生命保険サービス、損害保険サービス及び電子マネーサービスの提供等を行う事業により構成されています。

「モバイル」セグメントは、通信及びメッセージングサービスの提供、並びにデジタルコンテンツサイト等の運営等を行う事業により構成されています。

8. 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
楽天カード株式会社	19,324百万円	100.00%	クレジットカード「楽天カード」の発行及び関連サービスの提供
楽天モバイル株式会社	100百万円	100.00%	音声通話、データ通信サービスの提供
楽天銀行株式会社	25,954百万円	100.00% (100.00%)	インターネット・バンキング・サービスの提供
Ebates Inc.	0.1米ドル	100.00% (100.00%)	オンライン・キャッシュバックサービスの提供
楽天証券株式会社	7,496百万円	100.00% (100.00%)	オンライン証券取引サービスの提供
楽天損害保険株式会社	5,153百万円	100.00% (100.00%)	損害保険事業の運営
楽天生命保険株式会社	7,500百万円	100.00% (100.00%)	生命保険事業の運営
Rakuten Kobo Inc.	901百万加ドル	100.00% (100.00%)	電子書籍サービスの提供
楽天コミュニケーションズ株式会社	110百万円	100.00% (100.00%)	IP電話サービス、クラウドサービス等の提供
楽天ペイメント株式会社	1,350百万円	100.00%	電子決済サービスの提供
RAKUTEN MARKETING LLC	1米ドル	100.00% (100.00%)	パフォーマンス・マーケティング・サービスの提供
Viber Media S.a.r.l.	20千米ドル	100.00%	モバイルメッセージング及びVoIPサービスの提供

- (注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数です。
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 3. 当社グループは、2020年6月に、その保有するOverDrive Holdings, Inc.の全株式をAragorn Parent Corporationへ譲渡したことに伴い、連結子会社から除外しています。
 4. 楽天モバイル株式会社（以下、楽天モバイル）が有する通信料債権の流動化による資金調達を行うにあたり、以下の措置を行っています。
 楽天モバイルの株式は全て楽天株式会社（以下、当社）から楽天信託株式会社に信託されています。これは、楽天モバイルの通信料債権を流動化するにあたり、投資家の保護を企図した仕組みになります。本仕組みにおいて、当社の信用格付が一定以下になる等の要件に該当した場合には、議決権の行使に係る指図権は独立の第三者である一般社団法人アールエムトラストに移転し、楽天モバイルは信用力の低下した当社からの影響を回避することができます。なお、現在当社は議決権全てに対する指図権を含めた受益権を有していることから、議決権の所有割合に含めて記載しています。

9. 主要な営業所

(1) 当社

名称	所在地	名称	所在地
楽天クリムゾンハウス	東京都世田谷区	名古屋支社	愛知県名古屋市
札幌支社	北海道札幌市	大阪支社	大阪府大阪市
仙台支社	宮城県仙台市	広島支社	広島県広島市
さいたま支社	埼玉県さいたま市	福岡支社	福岡県福岡市

(2) 子会社

名称	所在地
楽天カード株式会社(注) 1	東京都港区
楽天モバイル株式会社	東京都世田谷区
楽天銀行株式会社(注) 2	東京都港区
Ebates Inc.	米国
楽天証券株式会社(注) 3	東京都港区
楽天損害保険株式会社(注) 4	東京都新宿区
楽天生命保険株式会社(注) 4	東京都新宿区
Rakuten Kobo Inc.	カナダ
楽天コミュニケーションズ株式会社	東京都世田谷区
楽天ペイメント株式会社	東京都港区
RAKUTEN MARKETING LLC	米国
Viber Media S.a.r.l.	ルクセンブルク

- (注) 1. 2020年3月16日付で本店所在地を東京都港区に移転しています。
 2. 2020年7月6日付で本店所在地を東京都港区に移転しています。
 3. 2020年6月22日付で本店所在地を東京都港区に移転しています。
 4. 2020年2月1日付で本店所在地を東京都新宿区に移転しています。
 5. 当社グループは、2020年6月に、その保有するOverDrive Holdings, Inc.の全株式をAragorn Parent Corporationへ譲渡したことに伴い、連結子会社から除外しています。

10. 従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
合計	23,841名	3,788名増

(注) 従業員数には使用人兼務取締役、派遣社員及びアルバイトは含んでいません。

セグメントの名称	従業員数
インターネットサービス	9,478名
フィンテック	5,064名
モバイル	5,327名
全社（共通）	3,972名
合計	23,841名

(注) 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない開発部門及び管理部門の従業員数です。

11. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	265,645百万円
株式会社三井住友銀行	95,552百万円
三井住友信託銀行株式会社	92,798百万円

2 会社の株式に関する事項

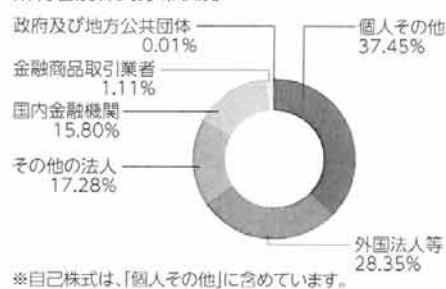
1. 発行済株式の総数

1,434,573,900株（自己株式数72,073,137株を含む）

2. 株主数

264,643名

所有者別株式分布状況



3. 株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
合同会社クリムソングループ	226,419,000	16.62
三木谷 浩史	176,346,300	12.94
三木谷 晴子	132,625,000	9.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	81,798,200	6.00
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	47,458,300	3.48
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	28,918,451	2.12
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	20,548,500	1.51
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	19,101,400	1.40
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	16,001,000	1.17
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	14,808,700	1.09

（注）持株比率は、自己株式（72,073,137株）を控除して計算しています。

4. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権等の状況

(1) 当社役員の保有にかかる新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第17回新株予約権 (2013年2月20日決議)	1,458個	普通株式 145,800株	無償	0.01円	2016年3月30日 ～2022年3月28日
第22回新株予約権 (2014年2月20日決議)	1,459個	普通株式 145,900株	無償	0.01円	2017年3月29日 ～2023年3月27日
第36回新株予約権 (2015年2月20日決議)	3,643個	普通株式 364,300株	無償	0.01円	2018年3月29日 ～2024年3月27日
第45回新株予約権 (2016年1月23日決議)	9個	普通株式 900株	無償	0.01円	2019年3月28日 ～2025年3月26日
第46回新株予約権 (2016年2月18日決議)	3,965個	普通株式 396,500株	無償	0.01円	2017年3月1日 ～2026年2月27日
第48回新株予約権 (2016年2月18日決議)	15個	普通株式 1,500株	無償	0.01円	2019年3月28日 ～2025年3月26日
第50回新株予約権 (2016年7月22日決議)	16,402個	普通株式 1,640,200株	無償	0.01円	2017年8月1日 ～2026年8月1日
第51回新株予約権 (2016年8月4日決議)	18個	普通株式 1,800株	無償	0.01円	2020年3月31日 ～2026年3月29日
第54回新株予約権 (2017年1月21日決議)	19個	普通株式 1,900株	無償	0.01円	2020年3月31日 ～2026年3月29日
第57回新株予約権 (2017年2月20日決議)	54個	普通株式 5,400株	無償	0.01円	2020年3月31日 ～2026年3月29日
第58回新株予約権 (2017年2月20日決議)	36個	普通株式 3,600株	無償	0.01円	2020年3月31日 ～2026年3月29日
第59回新株予約権 (2017年2月20日決議)	10,312個	普通株式 1,031,200株	無償	0.01円	2018年3月1日 ～2027年3月1日

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第61回新株予約権 (2017年7月28日決議)	9個	普通株式 900株	無償	0.01円	2021年3月31日 ～2027年3月29日
第66回新株予約権 (2018年1月18日決議)	17個	普通株式 1,700株	無償	0.01円	2021年3月31日 ～2027年3月29日
第69回新株予約権 (2018年2月19日決議)	84個	普通株式 8,400株	無償	0.01円	2021年3月31日 ～2027年3月29日
第70回新株予約権 (2018年2月19日決議)	105個	普通株式 10,500株	無償	0.01円	2021年3月31日 ～2027年3月29日
第71回新株予約権 (2018年2月19日決議)	12,611個	普通株式 1,261,100株	無償	0.01円	2019年3月1日 ～2028年3月1日
第72回新株予約権 (2018年4月27日決議)	26,489個	普通株式 2,648,900株	無償	0.01円	2019年5月1日 ～2028年5月1日
第81回新株予約権 (2019年4月26日決議)	12,080個	普通株式 1,208,000株	無償	0.01円	2019年11月1日 ～2059年5月1日
第89回新株予約権 (2020年4月16日決議)	1,770個	普通株式 177,000株	無償	0.01円	2020年5月1日 ～2060年5月1日

- (注) 1. 新株予約権の権利行使期間については、その最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。
2. 第17回新株予約権及び第22回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の買入その他一切の処分は認められないものとする。
3. 第36回新株予約権、第45回新株予約権、第48回新株予約権、第51回新株予約権、第54回新株予約権、第57回新株予約権、第58回新株予約権、第61回新株予約権、第66回新株予約権、第69回新株予約権及び第70回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の買入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。

- i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法
4. 第46回新株予約権、第50回新株予約権、第59回新株予約権、第71回新株予約権及び第72回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - ハ) 新株予約権の買入その他一切の処分は認められないものとする。
 - 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
 - i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
 - ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
 - i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法
5. 第81回新株予約権及び第89回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - ハ) 新株予約権の買入その他一切の処分は認められないものとする。
 - 二) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
 - i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法

(2) 当社従業員の保有する新株予約権等の区分別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	保有者数
取締役	第17回新株予約権	60個	1人
	第22回新株予約権	39個	1人
	第36回新株予約権	78個	1人
	第46回新株予約権	199個	2人
	第50回新株予約権	114個	1人
	第59回新株予約権	1,159個	3人
	第71回新株予約権	2,223個	3人
	第72回新株予約権	1,993個	2人
	第81回新株予約権	1,044個	2人
	第89回新株予約権	1,373個	2人
社外取締役	第57回新株予約権	36個	2人
	第70回新株予約権	63個	3人
監査役	第45回新株予約権	1個	1人
	第48回新株予約権	15個	1人
	第51回新株予約権	7個	1人
	第54回新株予約権	9個	1人
	第58回新株予約権	18個	1人
	第61回新株予約権	7個	1人
	第66回新株予約権	9個	1人
	第69回新株予約権	42個	2人

(注) 1. 上記新株予約権については、その目的となる株式の数は1個当たり100株となっています。
2. 表中の「取締役」は社外取締役を含みません。

2. 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

(1) 当社従業員、当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1個当たり)	権利行使期間
第85回新株予約権 (2020年1月31日決議)	35,756個	普通株式 3,575,600株	無償	1円	2021年2月1日 ～2030年2月1日
第86回新株予約権 (2020年2月28日決議)	3,620個	普通株式 362,000株	無償	1円	2021年3月1日 ～2030年3月1日
第87回新株予約権 (2020年2月28日決議)	10,168個	普通株式 1,016,800株	無償	1円	2020年3月1日 ～2060年3月1日
第88回新株予約権 (2020年4月16日決議)	65,106個	普通株式 6,510,600株	無償	1円	2021年5月1日 ～2030年5月1日
第89回新株予約権 (2020年4月16日決議)	397個	普通株式 39,700株	無償	1円	2020年5月1日 ～2060年5月1日
第90回新株予約権 (2020年7月16日決議)	35,409個	普通株式 3,540,900株	無償	1円	2021年8月1日 ～2030年8月1日
第91回新株予約権 (2020年10月7日決議)	4,735個	普通株式 473,500株	無償	1円	2021年11月1日 ～2030年11月1日
第92回新株予約権 (2020年10月7日決議)	3,270個	普通株式 327,000株	無償	1円	2021年11月1日 ～2030年11月1日

- (注) 1. 新株予約権の権利行使期間については、その最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。
 2. 第85回新株予約権、第86回新株予約権、第88回新株予約権、第90回新株予約権、第91回新株予約権及び第92回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、及び諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- イ) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
- ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利

行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

- iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
 - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法
3. 第87回新株予約権及び第89回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員等の地位のいずれかが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
 - ハ) 新株予約権の買入その他一切の処分は認められないものとする。
 - ニ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
 - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
 - iv) その他当社が定める方法

(2) 当社従業員、当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権等の区分別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	株数	交付者数
当社従業員 (当社役員を除く)	第85回新株予約権	18,617個	1,861,700株	6,307人
	第86回新株予約権	1,504個	150,400株	38人
	第87回新株予約権	10,168個	1,016,800株	54人
	第88回新株予約権	1,376個	137,600株	28人
	第89回新株予約権	397個	39,700株	7人
	第90回新株予約権	19,729個	1,972,900株	6,669人
当社子会社の役員及び従業員 (当社の役員及び従業員を除く)	第85回新株予約権	17,139個	1,713,900株	3,774人
	第86回新株予約権	2,116個	211,600株	12人
	第88回新株予約権	63,730個	6,373,000株	1,984人
	第90回新株予約権	15,680個	1,568,000株	4,135人
	第91回新株予約権	4,735個	473,500株	146人
	第92回新株予約権	3,270個	327,000株	50人

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

(2020年12月31日時点)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	三木谷 浩史 みきたに ひろし	会長兼社長最高執行役員 グループカンパニーディビジョングループプレジデント 合同会社クリムゾングループ代表社員、楽天ヴィッセル神戸株式会社代表取締役会長、一般社団法人新経済連盟代表理事、公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理事長、株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー、Rakuten Medical, Inc. Chairman & CEO、楽天モバイル株式会社代表取締役会長兼CEO、楽天メディカルジャパン株式会社社長兼最高経営責任者、AST&Science, LLC Director
代表取締役副会長	穂坂 雅之 ほさか まさゆき	副会長執行役員 フィンテックグループカンパニープレジデント 楽天カード株式会社代表取締役社長
取締役	チャールズ・B・バクスター Charles B. Baxter	— (Rakuten USA, Inc. Chairman & Director)
取締役 社外独立役員	久夢良木 健 くたらぎ けん	サイバーアイ・エンタテインメント株式会社代表取締役社長兼CEO 株式会社GA technologies社外取締役、スマートニュース株式会社社外取締役、アセントロボティクス株式会社代表取締役兼CEO
取締役 社外独立役員	サラ・J・M・ホイットリー Sarah J. M. Whitley	Foundation Scotland Trustee, Edinburgh International Festival Endowment Fund Chair, The Royal Scottish Academy Foundation Trustee
取締役 社外独立役員	御立 尚資 みたち たかし	京都大学経営管理大学院特別教授、DMG森精機株式会社社外取締役、ユニ・チャーム株式会社社外取締役、公益財団法人大原美術館理事、東京海上ホールディングス株式会社社外取締役、株式会社ポストン・コンサルティング・グループシニア・アドバイザー、公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン専務理事
取締役 社外独立役員	村井 純 むらい じゅん	慶應義塾大学教授、株式会社ブロードバンドタワー社外取締役、株式会社ラック社外取締役、HAPSモバイル株式会社社外取締役、一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブAPI地経学研究所所長兼APIシニアフェロー、内閣官房参与

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
監査役（常勤）	西川 義明	—
監査役 社外 独立役員	平田 竹男	早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授、早稲田大学資源戦略研究所所長、内閣官房参与、日本スポーツ産業学会会長、株式会社三越伊勢丹ホールディングス社外取締役
監査役（常勤） 社外 独立役員	平本 公秀	—
監査役 社外 独立役員	山口 勝之	フリービット株式会社社外監査役、株式会社ブレインパッド社外監査役、株式会社博報堂DYホールディングス社外監査役、西村あさひ法律事務所ニューヨーク事務所執行パートナー

- (注) 1. 2020年3月27日開催の第23回定時株主総会において、西川義明氏は監査役に新たに選任され、就任しました。
2. 監査役内田貴秀氏は2020年3月27日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって退任しました。
3. 取締役 久寿良木健、Sarah J.M. Whitley、御立尚資、村井純の4氏は、社外取締役です。
4. 監査役 平田竹男、平本公秀、山口勝之の3氏は、社外監査役です。
5. 取締役 村井純氏は、慶應義塾大学教授であり、当社は同大学が運営の一部を担う国際標準化団体に対して会費の支払いを行っていますが、2020年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。また、同氏は、株式会社ブロードバンドタワー及び株式会社ラックの社外取締役であり、それぞれ当社に対して役員提供等の取引関係がありますが、2020年度におけるその割合は、いずれも当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。加えて、同氏は、一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブのAPI地経学研究所所長兼APIシニアフェローであり、当社は同団体に対して会費の支払いを行っていますが、2020年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
6. 監査役 平田竹男氏は、日本スポーツ産業学会の会長であり、当社は同団体に対して会費の支払いを行っていますが、2020年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
7. 監査役 山口勝之氏は西村あさひ法律事務所ニューヨーク事務所の執行パートナーであり、また、同氏は、株式会社ブレインパッドの社外監査役であり、それぞれ当社に対して役員提供等の取引関係がありますが、いずれも2020年度における取引額の割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
8. 当社は、久寿良木健、Sarah J.M. Whitley、御立尚資、村井純、平田竹男、平本公秀、山口勝之の7氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除きます。）及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の取締役（業務執行取締役等を除きます。）及び監査役といずれも当該責任限定契約を締結しています。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	7名	210百万円
監査役	5名	68百万円

- (注) 1. 上記には、2020年3月27日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれています。
2. 上記の金額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与及び賞与相当額は含まれていません。
3. 上記の金額には、社外役員（取締役4名及び監査役4名）の報酬等の総額123百万円が含まれています。
4. 上記のほか、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額は取締役6名に対して118百万円、監査役4名に対して3百万円です。これらのうち、社外役員（取締役3名及び監査役3名）に係る費用計上額は5百万円です。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、1.の注記に記載のとおりです。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
社外 取締役	くたらぎけん 久寿良木 健	12回/12回 (出席率100%)	—	主にエンタテインメント事業及び技術分野における専門的な知識や幅広い企業経営の経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	サラ・J.M.・ワイトリー Sarah J. M. Whitley	11回/12回 (出席率92%)	—	主に投資家としての幅広い知見と経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	みたち たかし 御立 尚資	12回/12回 (出席率100%)	—	主に経営コンサルタントとしての専門知識や経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	むらい じゅん 村井 純	12回/12回 (出席率100%)	—	主にインターネット技術に関する学識経験者としての専門知識や経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
社外 監査役	ひらた たけお 平田 竹男	12回/12回 (出席率100%)	7回/7回 (出席率100%)	主にスポーツ、教育等に関する幅広い知識と経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	ひらもと まさひで 平本 公秀	12回/12回 (出席率100%)	7回/7回 (出席率100%)	主に金融事業、企業経営等に関する幅広い知識と経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	やまぐち かつゆき 山口 勝之	12回/12回 (出席率100%)	7回/7回 (出席率100%)	主に弁護士としての幅広い知識と経験、また企業法務の専門家としての見地から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1)公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額
174百万円
- (2)当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
552百万円

- (注) 1. 当社とEY新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため、上記(1)の金額については、これらの合計額をそのまま記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、主に当社及び連結子会社における社債発行に伴うコンフォートレター作成業務を委託し、その対価を支払っています。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

株主還元については、中長期的な成長に向けた投資や財務基盤の安定化のための内部留保の充実を勘案しつつ、安定的・継続的に配当を行うよう努めています。必要となる株主資本の水準については、以下の考え方を基本としています。

- ・拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要な財務基盤を整えておくこと
- ・事業活動及び資産のリスクと比較して充分であること
- ・安定的な資金調達を行う上で必要な格付けを維持すること及び監督規制上求められる水準を充足していること

当事業年度につきましては、2021年2月12日開催の取締役会において、利益剰余金を配当原資とし、1株当たり4.5円（前事業年度は1株当たり4.5円）とすることを決定しました。

また、当社における剰余金配当の決定機関は取締役会です。剰余金配当は期末配当による原則年1回の配当を基本方針とし、その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、経営環境等の状況を勘案の上で判断していきます。

なお、自己株式の取得につきましては、株主価値の向上に資する財務政策として、機動的に判断していきます。

(参考) 1株当たり配当金の推移

	第21期 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	第22期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	第23期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	第24期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり配当金(円)	4.50	4.50	4.50	4.50

(注) 本事業報告に記載の金額については、特段の注記のない限り、表示単位の端数を四捨五入して表示しています。

連結財政状態計算書 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び現金同等物	3,021,306	仕入債務	337,427
売上債権	243,886	銀行事業の預金	4,716,162
証券事業の金融資産	2,673,229	証券事業の金融負債	2,587,227
カード事業の貸付金	2,033,013	デリバティブ負債	78,318
銀行事業の有価証券	266,227	社債及び借入金	2,487,457
銀行事業の貸付金	1,436,513	その他の金融負債	1,131,505
保険事業の有価証券	283,969	未払法人所得税等	8,700
デリバティブ資産	32,644	引当金	162,579
有価証券	275,236	保険事業の保険契約準備金	285,336
その他の金融資産	492,686	退職給付に係る負債	19,272
持分法で会計処理されている投資	58,072	繰延税金負債	1,920
有形固定資産	684,110	その他の負債	79,521
無形資産	639,589	負債合計	11,895,424
繰延税金資産	126,203	資本の部	
その他の資産	257,755	親会社の所有者に帰属する持分	608,738
資産合計	12,524,438	資本金	205,924
		資本剰余金	227,844
		利益剰余金	290,449
		自己株式	△84,941
		その他の資本の構成要素	△30,538
		非支配持分	20,276
		資本合計	629,014
		負債及び資本合計	12,524,438

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結損益計算書 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
継続事業	
売上収益	1,455,538
営業費用	1,579,630
その他の収益	54,483
その他の費用	24,240
営業損失 (△)	△93,849
金融収益	60,150
金融費用	79,607
持分法による投資損失 (△)	△37,710
税引前当期損失 (△)	△151,016
法人所得税費用	△35,178
当期損失 (△)	△115,838
当期損失 (△) の帰属	
親会社の所有者	△114,199
非支配持分	△1,639
当期損失 (△)	△115,838

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	852,294	流動負債	1,020,269
現金及び預金	110,082	買掛金	26,619
売掛金	160,884	コマーシャル・ペーパー	120,000
商品	9,187	短期借入金	34,166
貯蔵品	822	1年内償還予定の社債	10,000
前払費用	14,204	未払金	398,597
未収入金	394,671	未払費用	22,546
未収還付法人税等	17,448	前受金	4,406
関係会社短期貸付金	120,141	預り金	223,945
その他	25,141	ポイント引当金	145,766
貸倒引当金	△290	賞与引当金	5,125
固定資産	1,520,893	仮受金	493
有形固定資産	50,692	その他	28,601
建物	16,592	固定負債	847,304
機械装置及び運搬具	506	社債	538,856
工具、器具及び備品	9,877	長期借入金	255,833
土地	478	退職給付引当金	9,015
建設仮勘定	6,623	資産除去債務	11,190
その他	16,613	その他	32,408
無形固定資産	98,240	負債合計	1,867,574
のれん	9,247	純資産の部	
特許権	746	株主資本	538,901
商標権	395	資本金	205,924
ソフトウェア	49,838	資本剰余金	175,084
ソフトウェア仮勘定	10,909	資本準備金	173,460
その他	27,104	その他資本剰余金	1,623
投資その他の資産	1,371,960	利益剰余金	242,758
投資有価証券	168,534	その他利益剰余金	242,758
関係会社株式	1,050,290	繰越利益剰余金	242,758
関係会社出資金	652	自己株式	△84,864
関係会社長期貸付金	7,783	評価・換算差額等	△59,106
破産更生債権等	3,929	その他有価証券評価差額金	△59,106
長期前払費用	485	新株予約権	25,818
敷金及び保証金	11,371	純資産合計	505,614
繰延税金資産	107,843	負債純資産合計	2,373,188
その他	26,078		
貸倒引当金	△5,008		
資産合計	2,373,188		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		657,434
売上原価		243,326
売上総利益		414,107
販売費及び一般管理費		409,903
営業利益		4,204
営業外収益		
受取利息	2,630	
受取配当金	33,710	
為替差益	2,432	
その他	309	39,083
営業外費用		
支払利息	11,214	
支払手数料	1,722	
その他	525	13,462
経常利益		29,825
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	1,232	
固定資産売却益	7,206	
投資有価証券売却益	1,186	
関係会社株式売却益	248	
関係会社清算益	114	
その他	2	9,992
特別損失		
固定資産除却損	1,668	
関係会社債権放棄損	11,940	
減損損失	2,348	
関係会社株式評価損	293	
出資金評価損	3,276	
その他	412	19,939
税引前当期純利益		19,878
法人税、住民税及び事業税	△4,205	
法人税等調整額	△29,562	△33,767
当期純利益		53,646

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

楽 天 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋田	毅	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤	勇	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒木	賢治	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、楽天株式会社（以下「楽天株式会社」という。）の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、楽天株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

楽天株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋田 毅 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤 勇 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒木 賢治 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、楽天株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人、EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人、EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月26日

楽天株式会社 監査役会

常勤監査役 西川 義明 印
常勤監査役 平本 公秀 印
監査役 平田 竹男 印
監査役 山口 勝之 印

(注) 監査役 平本 公秀・監査役 平田 竹男 及び監査役 山口 勝之は会社法第2条第16号及び、第335条第3項に定める社外監査役であります。
以上